

# 外国人地域おこし協力隊(ふくい多文化共生プロモーター)募集要項

令和8年5月  
福井県交流文化部インバウンド交流課

## 1 募集背景・目的

外国人住民数は年々増加しており、2025年(令和7年)12月末時点で20,772人と過去最多を更新し、県の人口の2.84%を占めています。また、世界85か国・地域の人々が本県で生活しており、出身地、在留目的、ライフスタイル等の多様化が進んでいます。このような状況の中、多文化共生は地域社会の持続性や活力に関わる重要な課題となっています。

本県では、2026年3月に「第2次福井県多文化共生推進プラン」を策定し、「日本人も外国人もともに支え合う福井の未来」を基本理念として、多文化共生社会の実現に向けた方向性と施策を示しております。これまで、第1次プランに基づき、「ふくい多文化共生推進ネットワーク」事業を通じて行政機関、教育機関、民間団体等の連携を進めるとともに、「ふくい外国人コミュニティリーダー」制度では20か国・地域、105人のリーダーが外国人コミュニティに向けた情報発信を担うなど、多文化共生の基盤づくりが進められてきました。

一方で、多文化共生の取組を県内に広く波及させていくためには、関係主体間の連携強化に加え、県民の理解や関心を高め、地域における実践につなげていく広報・発信の視点がこれまで以上に重要となっています。

このため、既存の担い手や地域のキーパーソン等を横断的につなぎ、多文化共生の取組の発信および協働の促進を図ることを目的として、外国人の「ふくい多文化共生プロモーター」を募集します。

※第2次福井県多文化共生推進プランはこちらからご覧ください。

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/tabunka\\_ver2.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/tabunka_ver2.html)

## 2 活動内容

次の(1)から(4)に掲げる活動を行います。

- (1) SNSを使った県内の多文化共生に関する取組みの広報に関すること
  - ア 県内で多文化共生に取り組む団体・個人の活動を紹介
  - イ 各イベントの募集協力、開催周知、レポート
- (2) 多文化共生に関するイベントの企画および運営、協力に関すること
  - ア 自身が主催する多文化共生に関するイベントの企画および運営
  - イ 多文化共生に取り組む団体が開催するイベントへの参画、運営協力
- (3) 「ふくい外国人コミュニティリーダー」事業に関すること
  - ア ふくい外国人コミュニティリーダー向け研修の支援
  - イ ふくい外国人コミュニティリーダーの活動支援と連携促進
- (4) 県内学生や住民の多文化共生意識醸成に向けた業務に関すること
  - ア 県や市町が行う学校交流事業の協力に関すること
  - イ 高校の課外活動や公民館等でのイベントの企画等

- (5) その他福井県(以下、「県」という)および公益財団法人福井県国際交流協会(以下、「県国際交流協会」という)が行う事業への協力に関すること

### 3 具体的な活動例

次の(1)から(4)を例に活動します。

- (1) SNS を使った県内の多文化共生に関する取組みの広報に関すること

ア 県内で多文化共生に取り組む団体・個人の活動を紹介

イ 各イベントの募集協力、開催周知、レポート

- ・ プロモーターは、Instagram、Facebook、YouTube 等 SNS に専用アカウントを持ち、定期的に県内で多文化共生に取り組む団体・個人の活動を紹介する記事や写真を投稿します。
- ・ 投稿記事の作成にあたり、取材先(団体・個人等)へのインタビューや写真撮影等の取材交渉および連絡調整を行います。取材先との関係づくりおよび取材交渉にあたっては、県および県国際交流協会の担当者が仲介しながら円滑に活動が行えるようサポートします。
- ・ 投稿記事の編集にあたっては、専用ソフトを使い、県民または海外で暮らす外国人に対してやさしい日本語とその他言語などを用いて分かりやすく伝える工夫を行います。

- (2) 多文化共生に関するイベントの企画および運営、協力に関すること

ア 自身が主催する多文化共生に関するイベントの企画および運営

- ・ プロモーターの活動を通して関係ができた団体や個人と連携し、セミナーや勉強会、在住外国人等とのトークセッション、ワークショップや交流会を通して多文化共生を推進するイベントを企画・運営します。
- ・ イベント開催にあたり、講師やゲストへの依頼および連絡調整を行います。
- ・ イベントの企画・運営にあたっては、県および県国際交流協会と協議のうえ行います。

イ 多文化共生に取り組む団体が開催するイベントへの参画、運営協力

- ・ 各団体や個人からの依頼により、外国人としての視点や多文化共生に関する知見やネットワークを生かし、助言や提案、関係者につなぐ等の調整を行います。
- ・ 関係団体などの求めにより、多文化共生に関する会議等に出席します。
- ・ 行政、民間、教育機関等で構成されるネットワークの活動支援や連携促進を行います。

- (3) 「ふくい外国人コミュニティリーダー」事業の運営補助に関すること

ア ふくい外国人コミュニティリーダー認定研修等の運営補助

- ・ 県または県国際交流協会が実施する「ふくい外国人コミュニティリーダー認定研修」やその他コミュニティリーダーの事業に関することの準備や運営に協力しま

す。

イ ふくい外国人コミュニティリーダー等との連絡調整

- ・ 日ごろから各コミュニティリーダーと連絡を取り、コミュニティリーダー同士の連携を図るとともに、行政や地域、関係団体等とコミュニティリーダーとをつなぐ橋渡しを行います。
- ・ コミュニティリーダーから相談があった場合に、県または県国際交流協会につながり対応します。

(4) 県内学生や住民の多文化共生意識醸成に向けた業務に関すること

ア 県や市町が行う学校交流事業の協力に関すること

- ・ 海外からの教育旅行生等の受け入れに関して、主に外国側との調整を行います。

イ 高校の課外活動や公民館等でのイベントの企画等

- ・ 多文化共生の取り組みを行う高校へ行き、生徒の多文化共生の意識の醸成を図ります。
- ・ 公民館などにおいて、地元の学生や利用者に向けたイベントの企画・運営を行い、多文化共生意識の醸成を図ります。

(5) その他県および県国際交流協会が行う事業への協力に関すること

- ・ 国際交流会館等で開催する事業への助言、協力を行います。

<主な連携先・カウンターパート>

- ・ ふくい多文化共生推進ネットワーク  
多文化共生の地域づくりを行う行政機関や教育機関、民間団体などが横につながり、ともに課題解決や情報共有を行うことを目的としたネットワーク
- ・ ふくい外国人コミュニティリーダー  
外国人コミュニティに対して生活や災害の情報を発信し、地域との橋渡しを担う在住外国人等を県が認定(現在20か国・地域105名)
- ・ 地域の公民館やコミュニティセンター  
県内に約200箇所ある公共施設で、地域の生涯学習や社会福祉、まちづくりの拠点となっている施設
- ・ 教育機関  
国際交流や異文化理解、多文化共生をテーマに課外活動や探求活動を行う学校等
- ・ その他地域で多文化共生に取り組む団体や個人

#### 4 活動地域

福井県内全域を活動範囲とし、活動拠点は福井県交流文化部インバウンド交流課内および福井県国際交流会館内とします。

#### 5 募集人数

1名

## 6 応募資格

次(1)から(7)の要件をすべて満たす方とします。

(1) 外国籍を有する方

(2) 次のアからウのいずれかに該当する方で、採用後、生活拠点を福井県内に移し、住民票を異動できる方

ア 応募時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域に在住している方

イ 語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JETプログラム」という。)を終了した方で、「JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内」の方

ウ 「地域おこし協力隊」として活動していた方で、「同一地域における活動2年以上、かつ解職1年以内」の方

※要件に該当するか不明な場合は、個別にお問い合わせください。

(3) [2 活動内容]および[6 応募資格]に適切な在留資格を有する方、または採用までに変更が可能な方

(4) 2026年(令和8年)4月1日時点で満18歳以上の方

(5) 基本的なパソコン操作(ワード、エクセル等)ができ、かつ、SNS を利用した情報発信ができる方

(6) 普通自動車運転免許を有する方(AT限定可)

(7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

## 7 求める人物像

以下(1)から(5)の項目に沿う方を多文化共生プロモーターとして募集します。

応募の際は以下の項目にご留意の上、「ふくい多文化共生プロモーター応募用紙」をご記入ください。なお、以下の項目すべてを満たす必要はありません。

(1) 国際交流や多文化共生分野の地域活動に強い興味があり、経験を積みたい方

(2) 日本語で日常的なコミュニケーションをとることができ、メール等での活動に必要な連絡調整、イベント等の周知文の作成、情報発信、簡易な報告資料等の文書を作成できる方(目安は日本語能力試験N2以上)

(3) 関係者や地域住民と積極的にコミュニケーションをとり、地域の国際化に尽力できる方

(4) イベントや事業の企画経験がある方

(5) SNSなどのWEBを活用した情報発信に積極的に取り組める方

## 8 身分および委嘱期間

(1) 身分

福井県知事が地域おこし協力隊員として委嘱し、地域おこし協力隊と県国際交流協会が業務委託契約を締結します。(いずれの組織とも雇用関係はありません。)

## (2) 委嘱期間

委嘱日から2027年(令和9年)3月31日まで

※委嘱日については、令和8年7月を目途に、内定者と協議の上決定します。

※所定の審査を経て、最初の委嘱日から起算して3年まで延長することができます。

※隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても業務委託契約を解除できることとします。

【(参考)公益財団法人福井県国際交流協会とは】

地域に根差した国際交流・協力活動を推進するとともに、多様な文化背景を持つ人々と共に生きる多文化共生社会の実現に向けて、様々な取り組みを実施しています。

1. 国際交流や多文化共生に関する情報収集および情報提供
2. 国際理解の推進
3. 在住外国人支援の充実
4. 関係機関、団体等との連携強化
5. 国際化推進拠点施設機能の充実

詳細は協会のホームページをご覧ください。

[公益財団法人福井県国際交流協会 \(f-i-a.or.jp\)](http://f-i-a.or.jp)

## 9 待遇等

### (1) 活動日数

年間の活動日数は240日(月20日を12か月)を上限とし、初年度は採用日から年度末までの日数に応じて減じます。

### (2) 活動時間

1日の活動時間はおおむね8時間を基本とします。ただし、活動内容などにより時間等を調整できるものとします。

### (3) 報酬・活動経費

報酬	月額400,000円(日額20,000円) ※毎月の活動状況を確認の上支給します。
活動経費	活動に必要な経費等は予算の範囲内で協会から支給します。 【(例)活動経費として対象となるもの】 ・任期中の住居にかかる家賃補助(上限あり) ・事業にかかる自動車の燃料費、リース費用 ・作業道具、書籍、消耗品などに必要な経費 ・事業にかかる損害保険・賠償責任保険料 (ただし、国民健康保険料や国民年金保険料等は自己負担) ・研修などに必要な経費 【(例)活動経費として対象とならないもの】 ・収益をとまなう活動の経費 ・土地、建物の購入費 ・高額な物品(備品)購入費 ・個人の資産となる経費

(4) 副業・兼業 業務に支障がない範囲で可能です。

(5) その他

ア 各種社会保険の加入および税の申告・納付に関しては各自でご対応いただきます。

イ 業務活動以外の経費(引越しや生活用品、住居の光熱水費等)は自己負担になります。

## 10 応募方法

### ア 受付期間

2026年(令和8年)5月15日(金)から6月30日(火)まで【必着】

### イ 提出書類

次の①～⑤の書類を下記リンク先にてご提出ください。なお、提出された書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

- ① ふくい多文化共生プロモーター履歴書(別紙様式)
- ② ふくい多文化共生プロモーター応募用紙(別紙様式)
- ③ 住民票(2026年(令和8年)4月1日以降に発行したもの)
- ④ 在留カードのコピー
- ⑤ 自動車運転免許証のコピー

### ウ 提出先リンク

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/GLmfl5kA>

※書類受領後、3営業日以内に県インバウンド交流課から書類受領した旨の連絡を行います。連絡がない場合は速やかに「13 お問い合わせ先」までご連絡ください。

※応募にあたり、受付期間中に募集内容の確認等に関する面談を行うこともできます。電話又はオンライン面談にて対応いたしますので、「13 お問い合わせ先」の連絡先までお問い合わせください。

## 11 選考方法

### (1)第1次選考(書類審査)

- ・ 提出書類をもとに書類審査を行います。
  - ・ 選考結果については、7月10日(金)までに応募者全員へメールまたは文書で通知します。合格者には、あわせて第2次選考の日程等詳細をお知らせします。
- ※提出書類をもとに日本語能力や文章作成能力を確認しますので、生成 AI を活用した文章作成は行わないでください。

### (2)第2次選考(面接審査)

- ・ 第1次選考合格者を対象に、面接を行います(対面もしくはオンライン)。
  - ・ 選考結果については、7月31日(金)までに第2次選考参加者全員にメールまたは文書で通知します。
- ※応募に係る経費(郵送費、交通費等)は応募者の自己負担となります。ただし、来県のための交通費については移住に係る交通費支援制度を活用するなど、可能な範囲で経費の一部を支援させていただきます。

※選考の経過や結果についての問い合わせには応じられません。

12 その他

募集要項に記載がない事項については、県との協議によって定める。

13 お問い合わせ先

福井県 福井県 交流文化部 インバウンド交流課 国際室  
〒910-0005 福井県福井市大手2丁目4-13 大手合同事務所2階  
電 話:0776-20-0801 メール:inbound@pref.fukui.lg.jp